

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	美杉地区 (別紙1のとおり)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農地は個人管理が中心であり、高齢者の割合が高く、中山間地域のため傾斜地が多い。一部の水稻については地域ブランドとして、県内外に対して積極的にアピールを行っている。また、茶畑の割合が高く、認定農業法人3社以外にも茶農家が多い。一方で、個人農業者の担い手の確保や農地の維持管理が課題となっている。さらに獣害被害が深刻であり、地域で協議会を設立して対策を行っているが、対策をさらに強化していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田においては、水稻の作付が中心であるが、地域ブランドの維持も見据えて良質な米づくりを目指す。
畑については、個人管理が中心となるため、耕作のモチベーション維持向上に繋がるような獣害対策を強化する。
茶については、有機栽培に取り組む農家もあるため、引き続き可能な範囲で付加価値を高める取組を行っている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	71.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地で農業上の利用が見込まれる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作者が何らかの事情で営農の継続が困難になった場合、隣接する耕作者や地区内の担い手への貸付を検討し、可能な限り農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借は農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①5地区で設置されている獣害対策協議会の活動を継続し、柵設置に係る市からの補助金や檻の貸出等を利用し、維持管理していく。
- ②減農薬栽培の米や有機野菜のPRを行っていく。
- ⑦耕作を継続することが困難な農地については、草刈り等の維持管理を行っていく。